

日本国とウズベキスタン共和国との間の戦略的パートナーシップの 深化及び拡大に関する共同声明

安倍晋三日本国内閣総理大臣は、2015年10月24日から26日まで、イスラム・カリモフ・ウズベキスタン共和国大統領の招待により、ウズベキスタン共和国を公式訪問した。

温かく友好的な雰囲気で行われた会談の中で、安倍総理大臣及びカリモフ大統領は、1992年の外交関係樹立以来の二国間協力のたゆみない発展を高く評価するとともに、戦略的パートナーシップに基づく友好関係の更なる強化への確信を表明した。

また、日本国及びウズベキスタン共和国(以下、「双方」という。)は、友好、相互信頼、尊重及び相互利益に基づく両国間の戦略的パートナーシップの更なる深化及び拡大のために共に努力することで一致した。

I 二国間関係

- 1 双方は、2011年2月のイスラム・カリモフ大統領の訪日以来、両国間の対話が活発に行われ、政治、経済及び文化・人文を含む多岐にわたる分野において協力が深化していることを歓迎した。双方は、安倍総理のウズベキスタン公式訪問が、あらゆる分野において実務的な協力を更に進めていくという双方の政治的意思を示すものとなったことを、満足の意をもって確認した。
- 2 双方は、2002年7月29日の友好、戦略的パートナーシップと協力に関する共同声明及び2011年2月9日の日本国・ウズベキスタン共和国共同声明の精神において、両国間の全面的な関係の一層の深化と拡大の重要性を強調した。
- 3 双方は、ハイレベルの要人往来を含む政治対話が両国関係の強化にとって重要な役割を果たしていることを指摘した。双方は、両国関係の諸問題に関する議論を行うとともに、双方が関心を有する国際及び地域の諸問題について意見交換を行うため、両国の外務省間の政務協議を継続していく意図を表明した。
- 4 双方は、2015年という重要な節目の年にこの訪問が行われたことの意義を強調した。ウズベキスタン側は、日本国が戦後一貫して平和国家としての道を歩んできたこと及び世界の平和に対する日本国の貢献を高く評価した。日本側は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の

立場から、世界の平和、安定及び繁栄により一層貢献するとの考えを説明した。日本側は、中央アジアの安定と安全の維持の重要性を指摘しつつ、ウズベキスタン共和国が進めている、独立し、熟慮され、現実的な外交政策に対する敬意を表明した。

5 双方は、戦略的パートナーシップ、相互理解及び信頼の強化において重要な要素となっている日本国国会とウズベキスタン共和国議会との間の議会間交流の更なる発展の重要性を指摘した。双方は、日本国のウズベキスタン議員連盟及び議会間グループ「日本国国会＝ウズベキスタン共和国オリ・マジリス」が両国関係の拡大及び発展に果たしている意義及び役割を強調した。

6 日本側は、ウズベキスタン共和国が実施している、経済の近代化及び多角化、産業部門の技術の更新並びにインフラの発展に向けた構造改革への支持を表明した。貿易経済、投資、技術、金融、金融工学の全面的かつ互恵的な二国間協力の拡大、とりわけ、ウズベキスタン共和国の様々な経済部門における、日本国の先進的経験及び現代的技術の導入が、これらの諸課題の達成に寄与していることが指摘された。

7 双方は、二国間の貿易経済関係の更なる発展及び深化並びにそれらを質的に新たな水準に引き上げるための極めて大きな潜在性と広範な可能性が存在することを強調した。

双方は、この過程において、両国のビジネスのパートナー関係強化、相互協力の将来的方向性の具体化、並びに日本企業が参加するウズベキスタン共和国の投資案件への支援における効果的なメカニズムである日本・ウズベキスタン経済委員会及びウズベキスタン・日本経済委員会の定期的な会合が、重要な役割を果たしていることを指摘した。双方は、日本国及びウズベキスタンの実質的な貿易経済、投資及び技術協力の拡大を目的として、同委員会の活動の枠内で積極的な共同作業を継続する意思を確認した。

8 ハイテク及びイノベーション分野での二国間協力の進展のため、日本側は、タシケント国立工科大学にウズベキスタン・日本青年技術革新センターを設立するとウズベキスタン側のイニシアティブを歓迎した。

双方は、同センターがウズベキスタンのイノベーション活動の発展や青年の科学技術及び創造の潜在力の開花、この分野におけるウズベキスタン共和国の若手の研究者・技術者の積極性の向上に寄与することへの期待を表明した。

- 9 双方は、今般の安倍総理のウズベキスタン共和国訪問において、両国の主要な組織、企業及び金融機関の指導者及び代表者の参加を得て、日本・ウズベキスタン・ビジネス・フォーラムが開催されたことを歓迎し、この行事が両国間の経済関係の一層の拡大につながることへの期待を表明した。
- 10 ウズベキスタン側は、日本国の「政府開発援助」(ODA)の下でのウズベキスタン共和国の経済インフラの更新及び整備並びに人材育成への支援並びに市場経済化及び企業経営の進展、産業及び社会セクター振興支援に対し、日本側に感謝の意を表明した。
- ウズベキスタン側は、ODAの実施機関である国際協力機構(JICA)との効果的かつ有益な相互協力を高く評価した。双方は、ODA事業の適正な実施に向けた実効性ある取組の重要性を再確認した。
- 日本側は、ウズベキスタン共和国における優先的なプロジェクトへの積極的な支援を継続する意思を確認した。
- 11 ウズベキスタン側は、「トウラクルガン火力発電所建設計画」における協力を始め、ウズベキスタン共和国の電力セクターの近代化と発展に関する長期的プログラムの実施における日本国の支援に感謝の意を表明した。双方は、電力セクター・プロジェクト・ローンの実施を歓迎するとともに、この分野における協力を継続していくことを確認した。
- 12 双方は、フェルガナ熱電併給所への高効率ガスタービンコジェネレーション技術導入事業の推進に関する新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の調査の開始を歓迎した。
- 13 ウズベキスタン側は、長期特別融資である円借款「アムブハラ灌漑施設改修計画」の実現を含む、農業及び灌漑の分野における日本国の協力を高く評価した。
- 14 双方は、ウズベキスタン共和国を含むアジア地域の必要なインフラ計画に応え、質の高いインフラ投資の推進が必要不可欠であることを再確認した。日本側は、アジア開発銀行を含む、パートナーたる他の国際支援機関と協働し、民間投資を動員しつつ、インフラ計画実現のための支援量を拡大する意図を表明した。また、日本側は、ウズベキスタン共和国に日本国のノウハウの伝授を進める意図を表明した。ウズベキスタン側は、この日本側のイニシアティブを高く評価した。

15 双方は、2015年9月にタシケント市で開催された日・ウズベキスタン官民都市インフラ会議の成果が、先進的な日本国の設備及び技術の導入に基づくウズベキスタン共和国のインフラの近代化に貢献することへの期待を表明した。

16 ウズベキスタン側は、「ナボイ州総合医療センター機材整備計画」を始めとする保健医療分野における日本国の協力を感謝の意を表明するとともに、ウズベキスタン共和国における日本企業による日本製医療機器サービスセンターの設立事業の実施を始めとする同分野における一層の協力の継続に期待を表明した。

17 双方は、日本企業が参画するウズベキスタン共和国の優先的投資プロジェクトの実現の分野における、国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の重要な役割を指摘した。

双方は、ウズベキスタン共和国国立対外経済活動銀行とJBICとの間で「ウズベキスタン共和国地上デジタルテレビ放送網発展計画」に係る融資契約が実現され、日本貿易保険(NEXI)が貿易保険引受分野における活動の継続を決定したことを歓迎した。

18 双方は、経済の様々な分野における協力の成功的事例の存在を指摘しつつ、光通信ネットワーク、アンモニア・尿素製造プラント、繊維工場、バス・トラック製造等のプロジェクトの進展が日本企業の更なるウズベキスタン共和国進出の追加的契機となることへの期待を表明した。

また、ウズベキスタン側は、企業統治の現代的手法の国内企業への導入と最先端の技術的解決の導入を想定した、産業施設の民営化プログラムへの日本企業の積極的な参加に期待を表明した。

19 双方は、有望な地下資源産地の地質スタディの分野における協力及び石油ガス分野における共同プロジェクトの実現に関する石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)との双務的な協定及び覚書の署名を歓迎した。

20 双方は、先進的な日本国の経験及び技術の導入に基づき、情報通信技術の分野における二国間協力が発展していることに満足の意を表明した。

特に、2014年1月に署名された覚書の下で、日本国総務省とウズベキスタン共和国情報通信技術開発省の間での効果的及び実質的な協力が指摘された。2014年11月に開催された

日ウズベキスタンICTセミナーの成果が高く評価された。

双方は、情報交換及び高度人材の育成を含む情報通信技術の分野における協力の更なる拡大に期待を表明した。

- 21 双方は、観光交流分野におけるプロジェクトの実現が、両国間における相互理解の深化及び友好関係の強化に重要な意義を有していることで一致した。

双方は、観光分野におけるパートナー関係の更なる拡大について一致するとともに、国土交通省観光庁と国営企業「ウズベクツーリズム」との間の覚書の署名を歓迎した。

- 22 ウズベキスタン側は、日本の技能実習制度がウズベキスタン共和国の専門家の育成に効果的であることを強調した。双方は、この協力制度の適正化を進める必要性で一致した。

- 23 双方は、両国間関係において文化・人的交流の発展が重要な意義を有することを強調するとともに、今後ともこの分野のプロジェクトの実現に必要な協力を行っていく用意があることを表明した。

ウズベキスタン側は、ウズベキスタン共和国における日本人材開発センター及び日本国の大学の有益な活動を高く評価するとともに、先進的な経験と手法による高等専門学校を始めとする日本型工学教育を活用した、ウズベキスタン人に対する高度産業人材育成に向けた日本国のイニシアティブを支持した。

また、ウズベキスタン側は、「人材育成奨学計画」を通じた若手行政官等の育成に関する日本国の長年にわたる有益な協力及び取組に謝意を表明した。

双方は、専門性の高い人材の育成を始めとする高等教育の分野における事業の実施を今後とも全面的に支援していく準備があることを確認するとともに、科学技術を含む様々な分野における学生及び若手専門家の交流を拡大すること並びに両国高等教育機関間の協力を奨励していくことの重要性を強調した。

双方は、2015年11月にタシケント市で予定されている第2回日本・ウズベキスタン学長会議が、高等教育の発展及び人材育成の分野における二国間協力の強化に資することに期待を表明した。

双方は、舞台公演、テレビ番組の放映、国民的武道及びスポーツの普及を含め、日本国及びウズベキスタン共和国の文化を両国の社会に広く紹介するために必要な支援を行う意図がある。

24 双方は、シルクロード世界遺産支援事業を含むウズベキスタン共和国の文化遺産の保護やウズベキスタン共和国内にある古代仏教遺跡の発掘調査における二国間協力の成果に満足の意味を表した。

II 地域協力

25 双方は、中央アジアにおける地域協力を一層進めていくため緊密に協力していくことで一致した。双方は、地域の全ての国家にとって共通の関心となっている分野における相互協力の重要なメカニズムとしての「中央アジア+日本」対話の理念が時宜にかなっていることを再確認した。

26 双方は、2014年7月にビシュケクで行われた「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合において、構成国外務大臣がこの対話を実践的な協力を推進する場として積極的に活用していくとの方向性を確認したことを指摘した。

双方は、同会合で採択された「農業分野地域協力ロードマップ」に沿って協力を進めていくことの重要性を再確認し、農業分野での協力に関する両国関係当局間の協力文書の署名及びJICAの草の根技術協力事業の枠組みを活用した、農作物栽培技術の近代化を目的とした交流の推進を歓迎した。

27 双方は、「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける運輸・物流分野での地域協力を進展させることの重要性を指摘した。

28 双方は、2016年にアシガバットで開催される予定の「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合に向けて必要な準備作業を加速化させることで一致した。

29 双方は、中央アジアの水資源の開発と利用に関する問題は、地域の全ての国の利益に立脚し、一般に認められた国際法規範に従い、協議によって、解決すべきであることを確認した。

双方は、アラル海の悲劇の解決が国際社会の重要な課題であるとの認識で一致した。この文脈で、日本側は地域における水及びエネルギーをめぐる状況の改善に資するような二国間ベースの協力を行っていくことを表明した。

30 双方は、アフガニスタン情勢の早期の安定化の問題を検討するとともに、同国における平和の

達成が中央アジア及び国際社会全体の安全及び安定にとって決定的な意義を有していることを指摘した。双方は、アフガニスタンの国民和解、平和的再建及び国家の再興に向けたアフガニスタン政府及び同国国民の努力に対する支持を表明した。

- 31 双方は、日本国及び中央アジア諸国が麻薬対策・国境管理の分野において協力していくことの重要性について一致した。

ウズベキスタン側は、検査機材の提供及び国境警備システムの整備及び税関業務の研修実施による日本国の支援を高く評価し、この分野における相互協力の一層の深化に期待を表明した。

日本側は、国連開発計画及び国連薬物・犯罪事務所を含む国際機関並びに中央アジア地域情報センター(CARICC)との連携も含め、必要な協力を継続していく用意があることを表明した。

双方は、マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する情報交換についての枠組みの設定について、引き続き協議していくことで一致した。

Ⅲ 国際場裡における協力

- 32 双方は、国連を含む国際機関及び地域の機関を通じた相互支援及び相互協力の強化の重要性を指摘した。双方は、国際法に基づき平和的手段によって紛争を解決することの重要性について一致した。

双方は、国連が世界の安全の維持及び保障並びに国際協力の推進に当たって、中心的な役割を果たすべきであることを指摘するとともに、国連が、その実効性、透明性及び代表性を向上させる必要性を強調した。特に、双方は、平和と安全の維持において主要な役割を担う安全保障理事会の改革について、第70回国連総会の会期中に具体的成果を得るために協力する必要性を強調した。

ウズベキスタン側は、日本国の安全保障理事会常任理事国入りへの支持を表明し、日本側は、その支持に感謝を表明した。

- 33 双方は、2015年が広島及び長崎への原爆投下から70周年であることに留意し、核軍縮・不拡散へのコミットメントを再確認した。双方は、1993年の第48回国連総会でイスラム・カリモフ・ウズベキスタン共和国大統領が中央アジア非核兵器地帯(CANWFZ)の創設についての構想を提案したことを強調しつつ、2014年の5核兵器国によるCANWFZ条約の消極的安全保証に

関する議定書への署名を歓迎した。双方は、核兵器の不拡散に関する条約(NPT)を基礎に据えた、核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用の分野における協力を継続する意向を再確認した。

34 双方は、全ての非人道的行為、暴力及びあらゆる形態のテロ行為を断固として非難した。双方は、決してテロに屈せず、国際社会とともに、積極的に世界の平和と安定に貢献していく必要があるとの認識で一致した。

35 双方は、地球環境、気候変動、防災等の問題は地球規模の性質を帯びており、人間の安全保障の理念を始めとする共通のアプローチに基づいた対応が求められるとの認識を共有した。日本側は、2015年3月に日本国で開催された第3回国連防災世界会議へのウズベキスタンの貢献に謝意を表明し、ウズベキスタン側は、同会議の成功を高く評価するとともに、同会議で採択された「仙台防災枠組み2015-2030」の主な理念の実現の実現に向けて努力を行う意図を表明した。

ウズベキスタン側は、アラル海問題の解決を含む環境保護や災害対策の分野において、日本国が有する技術やノウハウを積極的に活用することの重要性を指摘した。日本側は、ウズベキスタン側のこの指摘に留意した。

ウズベキスタン側は、津波への理解を深め、津波対策の重要性について関心を高めることを目的として、11月5日を「世界津波の日」とするという日本国の提案を歓迎した。

36 双方は、ミレニアム開発目標の達成に向けた緊密な協力を高く評価するとともに、2015年以降の開発における世界的な議題となっている持続可能な開発目標の推進において相互協力していく準備があることを表明した。

37 双方は、また、2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に沿ってグローバル・パートナーシップを構築するとともに、2015年末の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において公平かつ実効的な新たな国際枠組みの創設についての合意を達成すべく協力することで一致した。

38 双方は、北朝鮮に対し、北東アジア及び国際社会の平和及び安全を確保するため、2005年の六者会合共同声明及び国連安全保障理事会決議を遵守し、朝鮮半島の非核化を実現する

ための具体的な行動をとるよう求めた。双方は、北朝鮮に対し、核実験その他の地域及び国際社会の平和及び安全を脅かすいかなる行為も行わないよう、及び、国際社会が有する人道上の懸念除去のために対処するよう求めた。

IV 結び

39 双方は、今次訪問で達成された合意及び署名文書が、国民の福祉向上及び共栄のための戦略的パートナーシップ関係の更なる深化につながるとの確信を表明した。

40 安倍晋三日本国総理大臣は、イスラム・カリモフ・ウズベキスタン共和国大統領及び全てのウズベキスタン国民に対し、日本側代表団に示された温かい歓迎とおもてなしへの感謝の意を表明した。双方は、ハイレベルでの二国間対話の継続の重要性を指摘した。

2015年10月25日、タシケントにて日本語、ウズベク語及びロシア語で各2通が作成された。この共同声明の解釈に不一致が生じた場合には、ロシア語の文書による。

日本国内閣総理大臣

ウズベキスタン共和国大統領

安倍 晋三

イスラム・カリモフ